

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 指定老人訪問看護事業者の指定 (医務薬事課)
- 土地改良区の役員退任 (農村整備課)
- 県営土地改良事業の工完了 ()
- 保安林の指定の解除予定 (二件) (森林保全課)
- 土地区画整理組合の設立の認可 (都市計画課)
- 収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (会計課)
- 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇ 企業局管 理規程
- みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程 (総務課)

告 示

鳥取県告示第六百四十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成六年三月鳥取県規則第十七

号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
脳神経内科	肢体不自由	福田弘毅	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
小児科	〃	洲崎一郎	鳥取市三津八七六 国立療養所西鳥取病院
泌尿器科	じん臓機能障害及びぼうこう 又は直腸機能障害	池田哲大	倉吉市上井町一丁目一三 谷口病院

鳥取県告示第六百四十五号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
医療法人賛幸会	鳥取市野寺一丁目	訪問看護ステーションはまゆう	鳥取市野寺一丁目	平成十一年十月一日

鳥取県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年十月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

監 事 金田 勇 日野郡日南町神戸上四三一

平成十一年九月十八日退任

鳥取県告示第六百四十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十一年十月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営は場整備事業智頭地区（第一工区）区画整理	平成十一年六月二十一日
県営は場整備事業智頭地区（第二工区）区画整理	〃
県営は場整備事業智頭地区（第三工区）区画整理	〃
県営は場整備事業智頭地区（第四工区）区画整理	平成十年三月二十五日
県営は場整備事業智頭地区（第五工区）区画整理	平成十一年六月二十一日
県営は場整備事業智頭地区（第六工区）区画整理	〃

県営は場整備事業智頭地区（第七工区）区画整理	平成八年十一月二十日
県営は場整備事業智頭地区（第八工区）区画整理	平成十一年六月二十一日

鳥取県告示第六百四十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年十月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 東伯郡北条町松神字前西原五九二、字高浜一二〇五の二四〇、一二〇五の二四六、一二〇五の六二九、一二〇五の六三五、字大平一〇三七の二、一〇三八の二、一〇四二の二、字沖浜一〇五九の一、字西灘山一二六七の二、字鷲取五二二、字日本陰一〇八九の三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年十月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡淀江町大字西原字白濱ノ四 一三三七の九、一三三七の一、字小波境一

三三七の二二一

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町平田字瓜尻一四の二から一四の四まで、一五の一、一五の二

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、倉吉市旭西町土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 事業施行期間

平成十一年十月八日から平成十五年三月三十一日まで

二 施行地区

倉吉市上井字地堂、字小河原及び字下河原の各一部

三 事務所の所在地

倉吉市上井三四七―二

四 設立認可の年月日

平成十一年十月四日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

事務所の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第六百五十一号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成十一年十月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
JAM神鋼機器工業労働組合	名称	全国金属機械労働組合神鋼機器工業支部	JAM神鋼機器工業労働組合	平成十一年十月一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くこ

とのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成十一年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一の表西伯町国民健康保険西伯病院の項の次に次のように加える。

老人保健施設よどえ苑

西伯郡淀江町大字佐陀二一六九

企業局管理規程

みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十一年十月八日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第三号

みなと温泉館管理規程の一部を改正する規程

みなと温泉館管理規程(平成十年三月鳥取県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十一月から翌年三月までにあつては、午前十一時から午後七時まで」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千二百円(送料を含む)】